

## 特例法基本通達

### 第3章 自家用自動車特例法関係

(注) 本章の各項の番号は、条約の各条の番号に対応している。

(関係法令等の略称)

0—1 この章における関係法令等の略称については、それぞれ次による。

- (1) 自家用自動車の一時輸入に関する通関条約（昭和39年条約第12号）…条約
- (2) 自家用自動車の一時輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和39年法律第101号）…法
- (3) 自家用自動車の一時輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令（昭和39年政令第182号）…令

(「被牽引車」の範囲)

1—1 条約第1条(b)《車両の定義》に規定する「被牽引車」とは、これを牽引する自動車とともに又はその前後に別個に輸入されるものをいい、牽引する自動車の輸入を全く伴わないものは含まない。

(「者」の範囲)

1—2 条約第1条(e)《者の定義》に規定する「文脈により異なつた意味に解しなければならない場合」とは、条約第2条第1項《輸入税の徴収等の適用を受けない輸入》にいう他の国の領域を一時的に訪れる車両の「所有者又は当該領域外に通常居住する他の者」のような場合をいい、この場合における「者」は自然人のみをいい、法人は含まない。

(一時輸入書類の認証)

2—1 令第3条《車両等の輸入手続》に規定する申請書は、「一時輸入書類の認証申請書」(V—1000)とし、3通(原本、認証書用、輸入者控用)を保証団体に提出させる。

保証団体がこれを受理したときは、その1通(認証書用)に認証した旨を記載し、一時輸入書類認証書(以下本章において「認証書」という。)として申請者に交付する。

(車両の輸入申告)

2—2 条約第2条《輸入税の徴収等の適用を受けない輸入》の適用を受けて、条約第1条(b)《車両の定義》に規定する車両(以下本章において「車両」という。)を免税輸入するための輸入申告がされた場合の取扱いについては、次による。

- (1) 令第3条第3項《車両等の免税輸入手続》の規定に基づき、一時輸入書

類に旅券及び前記2—1により保証団体から交付を受けた認証書を添えて輸入申告がされたときは、一時輸入書類を関税法施行令(昭和29年政令第150号)第59条第1項《輸入申告の手続》に規定する輸入申告書として取り扱い、次の点について審査を行う。

イ 申告に係る車両の所有者、輸入者及び輸入の目的は、条約第2条に定める条件に合致しているかどうか。

ロ 一時輸入書類について、我が国の保証団体によつて正当に認証されたものであり、かつ、その発給団体、様式、有効期間及び有効国等からみて、現に我が国について有効なものであるかどうか。

ハ 一時輸入書類の名義人及び記載事項は、条約第8条《一時輸入書類の作成名義人》並びに第9条第1項《車両の重量の表示》及び第2項《価額の表示》の規定に合致しているかどうか。

ニ 一時輸入書類の輸入証券及び控えに記載されている事項と、一時輸入書類の表紙に記載されている事項とが一致しているかどうか。

(2) 輸入申告書の受理印(C—5000)は、認証書(認証書の提出を要しない場合にあつては、一時輸入書類の控え)の適宜の箇所に押なつする。

(3) 一時輸入書類の名義人と車両の輸入者とは、必ずしも同一人である必要はなく、夫又は会社名義の車両を、その妻又はその社員が一時輸入するような場合においては、一時輸入書類は、夫又は会社の名で発給されたものであつて差し支えない。

なお、このような場合には、申告受理の際に、認証書にその旨を注記しておく。

(4) 条約第2条第1項にいう「訪れる際に……輸入する」とは、携帯し又は別送して輸入することをいうものとし、この場合においては、本人の入国の際に「携帯品・別送品申告書」(C—5360)の提出を要しないものとする。

なお、別送の場合には、原則として、入国者の入国後6カ月以内に輸入申告することを要するものとして取り扱う。

(5) この条約の適用を受ける車両については、計算証明規則(昭和27年会計検査院規則第3号)の規定に基づく輸入申告関係書類及び輸入後の輸入税の徴収関係書類の会計検査院への送付は要しない。

#### (車両の検査)

2—3 前記2—2により輸入申告があつた場合における車両の輸入検査については、次による。

(1) 検査に際しては、令第2条各号《一時輸入書類に記載すべき部分品又は附属品》に掲げる物品で一時輸入書類に記載されていないものの有無について特に留意する。

(2) 車両の課税価格、税番及び適用税率は、通関手帳の輸入証券の「31」欄に記入する。

(3) 課税価格の決定等に日時を要し、かつ、早急に輸入の許可をする必要が

あるときは、検査実績を認証書に記録するとともに、輸入証票への課税価格等の記入は、便宜、車両の引取り後行うこととして差し支えない。

(車両の輸入許可の際の取扱い)

2-4 条約第 2 条の規定により、車両について一時輸入を許可する場合においては、輸入申告の際に提出された一時輸入書類、旅券及び認証書について、次の処理をする。

(1) 通関手帳については、次により処理する。

イ 輸入証票については、その裏面の名義人誓約欄に名義人（名義人と輸入者が異なるときは輸入者）の署名を行わせるとともに、次に掲げる各欄にそれぞれ次の処理を行い、これを輸入申告書原本兼保証書として一時輸入書類から切り離して、税関において保管する。

輸 入 証 票 の 欄	処 理 方 法
「28 輸入年月日」欄	輸入許可月日を記入する。
「29 税関」	輸入許可税関署名を記入する。
「30 輸入証票の記載番号」	輸入許可税関署における記録番号（一時輸入書類により免税を認めた一連番号）を記入する。
「31」欄	課税価格、税番、適用税率及び免税額を記入し、輸出又は輸入の税関証印（V-1010）を押なつする。
「32」欄	担当税関職員の署名、認印を行う。

ロ 輸出証票及び控えについては、次に掲げる各欄にそれぞれ次の処理を行い、輸入者に返還する。

輸 出 証 票 の 及 び 控 え の 欄	処 理 方 法
輸出証票の「33 送付先税関」欄	車両の輸入地を所轄する税関官署名を記入する。
輸出証票の「34 通関手帳の記録番号」欄	輸入証票の記録番号と同一番号を記入する。
控えの「2 輸入国」欄	我が国の国名を記入する。
控えの「5 輸入年月日」欄	輸入許可年月日を記入する。
控えの「6 税関」欄	輸入許可税関官署名を記入する。
控えの「8 税関」欄	担当税関職員の署名、認印を行う。

(2) 旅券については、その末尾余白に、一時輸入を許可した車両の品名、数量、許可年月日及び使用した通関手帳の番号を記入するとともに、税関証印を押なつし、輸入者に返還する。

(3) 認証書は、輸入証票記録番号を付して、車両が再輸出されなかつた場合における輸入税の徴収のための証拠書類として、一時輸入書類の輸入証票とともに輸入地税関において保管する。

(原動機付自転車の取扱い)

2—5 車両のうち「原動機付自転車」について一時輸入書類による輸入申告があつた場合においては、当該原動機付自転車につき関税率法第14条第7号《携帯品の無条件免税》の規定の適用が可能であるときは、同号を適用して免税輸入を許可し、同号を適用することができないときは、直接条約第2条の規定により免税輸入を許可する。

(車両の輸入通関事務の所掌部門)

2—6 条約第2条の規定による車両の輸入通関は、原則として輸入通関担当部門の所掌とするが、夜間、休日等で同部門において処理することが困難である場合には、旅具通関担当部門で処理することとして差し支えない。この場合においては、車両の検査要領等についてあらかじめ関係部門間において十分協議しておくとともに、通関手帳の輸入証票及び認証書は、車両の輸入許可後できるだけ速やかに輸入通関担当部門に引き継ぐ。

(自動車通関証明書の発給)

2—7 条約第2条の規定により輸入税の免除を受けて輸入された車両（以下本章において「免税車両」という。）に対する「自動車通関証明書」（関税法基本通達（昭和47年蔵関第100号）102—2（輸入自動車等に係る通関証明書の発給）参照。）を発給する場合の取扱いについては、次による。

(1) 自動車通関証明書の発給は、当該免税車両が道路交通に関する条約（昭和39年条約第17号）第18条第2項《登録証書の発給》に規定する登録証書（以下本章において「国際登録証」という。）の発給を受けていない場合に限り行う。

なお、道路交通に関する条約の加盟国（本章参考の「加盟国一覧表」参照）から輸入される車両については、通常、国際登録証が発給されることとなつていたので留意する。

(2) 上記(1)により自動車通関証明書の発給を受けた免税車両については、自動車検査登録事務所において特別の登録番号を付することとなつていたので、上記(1)により免税車両に対して自動車通関証明書を発給するときは、証明書の下部余白に「自家用自動車の一時輸入に関する通関条約による免税輸入自動車」と朱記する。

(3) 輸入の許可後用途外使用等により免税車両について輸入税を徴収した場合には、当該自動車の輸入者又は当該輸入者の代理人からの申請により、自動車通関証明書を発給する。

(用途外使用の場合の届出)

2—8 令第6条第1項《譲渡等の届出》に規定する書類は、「免税車両等の譲渡等の届出書」（V—1020）とし、1通を免税車両の輸入地を所轄する税関官署（以下本章において「輸入地税関」という。）に提出させる。ただし、届出者の居所が輸入地税関から遠隔地にある場合においては、上記の届出は、便宜、届

出者の最寄りの税関を経由して行わせることとして差し支えない。この場合においては、届出書の提出部数は 2 通とし、当該最寄りの税関は、必要に応じ届出事項の確認を行い、その結果を付して届出書 1 通を輸入地税関に送付する。

(使用状況の報告)

2—9 令第 6 条第 3 項《使用状況の報告》に規定する免税車両の使用状況の報告は、税関において必要と認める都度、適宜徴する。

(燃料の免税輸入)

3—1 条約第 3 条《燃料タンクの中の燃料の免税》の規定の適用を受ける燃料の輸入申告は、口頭申告により行わせ、輸入貿易管理令(昭和 24 年政令第 414 号)上の取扱いは、車両と一体として特例扱いとする。

(修理のための部分品の輸入手続)

4—1 条約第 4 条第 1 項《修理のため輸入する部分品の免税等》の規定により、輸入される免税車両の修理のための部分品(以下本章において「修理用部分品」という。)の取扱いについては、前記 2—1(一時輸入書類の認証)から 2—6(車両の輸入通関事務の所掌部門)まで及び 2—8(用途外使用の場合の届出)から 2—9(使用状況の報告)までに準ずるほか、次による。

(1) 同項の適用を受けて修理用部分品を輸入することができる者は、車両を免税輸入した者又は条約第 11 条第 1 項《第三者の使用》に規定する第三者のみとする。

(2) 輸入申告の受理に当たっては、一時輸入書類等により車両の輸入の事実を確認するとともに、輸入の許可後は、必要に応じ修理のために使用されたことについて書面による報告を求め、又は実地確認を行う等の措置をとる。

(3) 取り替えられた部分品は、当初免税車両の一部として輸入されたものであるから、その用途外使用又は譲渡については、すべて免税車両と同様に取り扱う。

(用途外使用等の場合の輸入税の徴収)

4—2 免税車両が譲渡され、又は自家用以外の用途に供された場合における輸入税の徴収については、次による。

(1) 法第 4 条第 1 項《用途外使用等による輸入税の徴収》にいう第三者により譲渡される場合とは、例えば、一時輸入書類により妻が免税輸入した車両を所有者である夫(第三者)が他に譲渡するような場合をいう。

(2) 法第 4 条第 1 項及び第 2 項《連帯納税義務》の規定により譲渡人である輸入者又は第三者及びこれと連帯して納税義務を負う譲受者から輸入税を徴収する場合の手続については、第 1 章(地位協定特例法関係)の 12—3

(許可を受けないでした譲受け) の@ 4 9 D 6 及び 12—5 (連帯納税義務者からの関税等の徴収手続) の取扱いに準ずる。

(取り替えられた部分品が再輸出されない場合の取扱い)

4—3 取り替えられた部分品が再輸出されない場合においては、法第 5 条第 2 項《滅却の承認》の規定により滅却された場合を除き、法第 4 条第 3 項《免税車両等が輸出されないときの徴収》の規定により、輸入税を徴収することとされており、条約第 4 条第 2 項《国庫への無償引渡し》にいう国庫への無償の引渡しは、我が国の法令においては認められていないので、留意する。

(「国際交通に関する書類」の意義)

5—1 条約第 5 条《一時輸入書類等の用紙の免税等》に規定する「国際交通に関する書類」とは、国際運転免許証(道路交通に関する条約(昭和 39 年条約第 17 号)第 24 条《国際運転免許証》によるもの)、国際登録証等国際交通の用に供するために締約国の権限ある当局又は正当に権限を与えられた団体により発給される書類をいう。

(一時輸入書類の発給団体と保証団体)

6—1 条約第 6 条第 1 項《一時輸入書類の発給団体》に規定する「一時輸入書類を直接に又は対応する団体を通じて発給する権限」とは、自国において有効な一時輸入書類を発給する権限をいい、自国において有効な一時輸入書類を他の締約国(以下本項において「他国」という。)において発給する場合には、自国の団体と他国の団体との間の保証契約に基づき、自国の団体に与えられた発給権限を他国の団体が行使し、車両の所有者等から輸入税の担保等を徴して、一時輸入書類を発給することとなる。したがって、この意味においては、自国の団体が本来の発給団体であり、他国の団体が輸入税の最終的な保証団体であるが、条約の他の規定(第 7 条第 2 項、第 10 条、第 13 条第 3 項、第 18 条、第 23 条、第 26 条等)においては、この場合における自国の団体をもって保証団体とし、他国の団体をもって発給団体として規定しているのが一般的であるので、留意する。

(「国際団体に加盟している団体」等)

6—2 条約第 6 条第 1 項に規定する「国際団体に加盟している団体」、「国際団体」及び「対応する団体」とは、我が国の場合は、それぞれ次の団体である。

なお、(1)に掲げる団体は、法第 7 条第 1 項《保証団体の認可》の規定により大蔵大臣の認可を受けている。

(1) 国際団体に加盟している団体 社団法人日本自動車連盟(JAF: Japan Automobile Federation)

(2) 国際団体 国際自動車連盟(FIA: Federation internationale de l'automobile) 及び国際旅行同盟(AIT: Alliance internationale de

tourisme)

- (3) 対応する団体 FIA 又は AIT に加盟している他国の国内団体（例えば France automobile club 等）

（担保の提供及び処分）

6—3 条約第 6 条第 1 項に規定する「自国が定める保証」としては、法第 8 条第 1 項《保証団体に対する担保提供命令》の規定により財務大臣が保証団体に対し担保の提供を命ずることになっており、また、その提供された担保の処分は、同条第 3 項《担保の処分》の規定により税関長に行わせることとなっているので、保証団体について輸入税の滞納が生じたときは、直ちにその明細を本省に進達する（この進達に基づき、本省から担保の処分について指示をすることとなる。）。

（我が国において使用される一時輸入書類）

7—1 我が国に一時入国する者に使用が認められる一時輸入書類は、現在のところ条約第 7 条第 1 項《通関手帳》に規定する通関手帳のみであり、同条第 3 項《一締約国の領域についてのみ効力を有する一時輸入書類》に規定する一時輸入書類は、使用されないこととなっている。

（賃貸の意義）

8—1 条約第 8 条第 1 項《一時輸入書類の作成名義人》に規定する「賃貸されたもの」とは、賃貸自動車（レンタカー）業者から賃貸されたものをいう。

（車両の部分品等の一時輸入書類への記載）

9—1 条約第 9 条第 4 項《部分品、附属品の記載》及び令第 2 条《一時輸入書類に記載すべき部分品又は附属品》に規定する車両の部分品等の一時輸入書類への記載については、次による。

- (1) 同項の「通常の備付品と認められない附属品」とは、条約第 1 条 (b) に規定する「通常の附属品及び備品」に該当するもののうち、通常の備付品とは認められないものをいう。
- (2) 部分品等の一時輸入書類への記載は、通常、一時輸入書類に条約第 10 条前段《一時輸入書類の記載事項の発給団体等による訂正の承認》に規定する方法により訂正追記することによって行われる。ただし、我が国の保証団体が部分品等のみに係る一時輸入書類を新規に発行した場合には、これにより通関を認めても差し支えない。
- (3) 令第 2 条各号に規定する部分品等のうち、予備タイヤ及びラジオ受信機以外のものについては、その製作者名、数量及び価格は、原則として、通関手帳の表紙の裏面、輸入証券及び輸出証券の 22 から 25 までの欄に記載させる。

なお、製作者が明らかでない部分品等については、その製作者名の記載

の省略を認めて差し支えない。

(一時輸入書類の訂正)

10—1 一時輸入書類の訂正については、次による。

- (1) 記載事項が訂正されている一時輸入書類により車両又は修理用部分品（以下この項において「車両等」という。）の輸入又は輸出の申告があつたときは、当該訂正について、条約第 10 条《一時輸入書類の記載事項の訂正》の規定により必要とされる発給団体又は保証団体の承認又は輸入地税関の同意を得ているかどうかを確認の上、通関手続を進める。
- (2) 車両等の輸入通関後一時輸入書類を訂正しようとするときは、「一時輸入書類の訂正についての同意申請書」(V—1030) 2 通（原本、同意書用）を保証団体及び輸入者の連名で輸入地税関に提出させる。
- (3) 上記(2)の申請があつた場合において、税関において訂正を認めて差し支えないと認めたときは、申請書の 1 通（同意書用）に同意する旨を記載して申請者に交付し、他の 1 通（原本）は輸入証票に添付して税関において保管する。この場合において、必要があると認めるときは、訂正事項について現品を確認し、また、課税価格又は税率の訂正を要するときは、輸入証票を訂正しておく。

(第三者による免税車両の使用等)

11—1 条約第 11 条《第三者による免税車両の使用等》の規定により、免税車両を輸入者以外の第三者に使用又は運転させようとする場合の手続は、次による。

- (1) 令第 4 条第 1 項《非居住者が免税車両を使用する場合の届出》に規定する書類は、「第三者による免税車両使用届出書」(V—1040) とし、2 通（原本、交付用）に、同条第 2 項《証明書類等》に定める書類を添付し、これを免税車両の輸入地税関に提出させ、税関において第三者による使用に支障がないと認めたときは、うち 1 通（交付用）に確認印 (C—5000) を押なつて確認書として届出者に交付する。
- (2) 令第 5 条第 1 項《居住者の運転の承認申請手続》に規定する申請書は、「居住者による免税車両運転承認申請書」(V—1050) とし、2 通（原本、承認書用）を免税車両の輸入地税関に提出させ、同条第 2 項《居住者による運転の承認基準》の規定により税関においてやむを得ないと認めたときは、うち 1 通（承認書用）に承認印 (C—5006) を押なつて承認書として申請者に交付する。
- (3) 令第 5 条第 2 項に規定する「その他の事情を勘案し……やむを得ないと認められる場合」とは、例えば、本人の道路不案内若しくは我が国の交通事情等により運転に危険を感じずる場合、本人の職業その他の事情により自から運転しないことがやむを得ない場合等をいう。
- (4) 令第 5 条第 3 項《居住者による緊急運転の届出》に規定する届出者であ

る第三者による免税車両の運転の事後届出は、上記(2)の「居住者による免税車両運転承認申請書」を適宜修正の上、その2通(原本、交付用)を輸入地税関に提出して行わせるものとし、税関において支障がないと認めるときは、うち1通(交付用)に確認印を押なつして確認書として届出者に交付する。

- (5) 上記各号による届出又は承認申請をすることなく免税車両の輸入者以外の第三者が免税車両の使用又は運転をした場合には、法第2条第4号《自家用の定義》の規定上は用途外使用に該当することとなるが、条約第11条の規定の趣旨にかんがみ、原則として、非居住者である第三者による使用については、当該第三者が一時輸入書類の名義人から正当に許可を与えられていないと認められる場合に限り、また、居住者である第三者による運転については、当該運転が使用の範囲にまで及んでいると認められる場合に限り、それぞれ用途外使用として輸入税を徴収する取扱いとする。

#### (免税車両等の輸出申告)

12—1 免税車両又は免税修理用部分品(以下本章において「免税車両等」という。)の輸出申告については、次による。

- (1) 輸出申告は、免税車両等を保税地域に搬入した後、当該免税車両等に係る通関手帳により行わせ、「輸出申告書」(C—5010)の提出は要しないものとして処理する。この場合において、免税車両等の輸出者と通関手帳の名義人とが異なるときは、輸出者の住所及び氏名を輸出証票の余白に記入しておく。
- (2) 一時輸入書類の有効期間経過後に免税車両等の輸出が行われる場合には、条約第13条第2項《差押えを受けたため再輸出できない場合》又は条約第20条《再輸出期間の特例》の適用がある場合を除き、一般の輸出手続によらせる。
- (3) 免税車両等の輸出通関事務の所掌部門については、前記2—6(車両の輸入通関事務の所掌部門)に準ずる。

#### (免税車両等の輸出検査)

12—2 輸出申告の受理後における貨物の検査に当たっては、現品と一時輸入書類に記載されている免税車両等が合致しているかどうか特に留意し、相違があるときは、条約第10条に定める方法により必要な訂正を行わせた後通関を認める。ただし、申告に係る免税車両等が通関手帳に記載されている免税車両等の一部であると認められるとき(例えば、通関手帳に特に記載されている部分品又は附属品を取りはずして車両を輸出入しようとするとき)は、通関手帳の輸出証票及び控えの箇所にその旨を明確に記載して通関を認めて差し支えない。

#### (免税車両等の輸出許可)

12—3 免税車両等の輸出の許可の際の手続は、次による。

- (1) 輸出を許可したときは、通関手帳の控えの「9 輸出国」欄に我が国の国名を、控えの「11 税関」欄及び輸出証票の「29 税関」欄に輸出許可税関名を、輸出証票の「30 輸出証票の記録番号」欄に輸出許可税関における記録番号（通関手帳により輸出を許可した一連番号）をそれぞれ記入するとともに、通関手帳の控えと輸出証票とに税関証印をもつて割印を施し、輸出証票を切り離して残りを輸出許可書として申告者に交付する。
- (2) 貨物の船積みは、上記(1)により輸出許可書として交付された通関手帳の控えにより行わせ、船積みを確認したときは、監視担当部門において、当該控えの「10 輸出年月日」欄に船積確認の旨を記入する。
- (3) 輸出通関担当部門においては、上記(2)により船積確認を受けた通関手帳の提示を受けて上記(2)により当該控えに記入された輸出年月日を輸出証票の「23 輸出年月日」欄に記入し、控えの「12」欄及び輸出証票の「31」欄には、税関証印を押なつし、控えの「13」欄及び輸入証票の「32」欄には担当税関職員の署名及び認印を行い、控えを申告者に返還する。
- (4) 上記(3)により処理済の輸出証票は、その「33 送付先税関」欄記載の輸入地税関に直ちに送付するものとし、輸出許可税関においては、適宜の台帳により輸出実績を記録する。

(輸出事実の旅券への記入)

12—4 前記 12—3 により免税車両等について輸出を許可したときは、輸入者が既に出国済である場合を除き、その輸入者の所持する旅券の提出を求め、その末尾余白に、輸出許可年月日及び使用した通関手帳の番号を記入するとともに、税関証印を押なつして返還する。

この場合において、通関手帳に記載されている車両等の一部が輸出されていないときは、旅券にその旨を併せて記入する。

(輸出証票による再輸出の確認)

12—5 輸入地税関においては、前記 12—3 の(4)により輸出許可税関から送付を受けた輸出証票と、前記 2—4 (車両の輸入許可の際の取扱い) の(3)により輸入地税関において保管している輸入証票とを照合して、免税車両等が一時輸入書類の有効期間内に再輸出されたかどうかを確認し、再輸出の事実が確認されないときは、後記 26—1 (再輸出義務不履行の場合の輸入税の徴収) により当該免税車両に係る輸入税を徴収する。

(免税車両等を輸出しない場合の届出)

12—6 免税車両等を輸出しないで出国しようとする場合における令第 8 条《免税車両等を輸出しない場合の届出》に規定する届出については、次により取り扱う。

- (1) 当該届出は、「免税車両等の管理者等届出書」(V—1060) 1 通に、一時輸

入書類及び旅券を添付し、これを、輸入地税関に提出することにより行わせる。

なお、届出書の輸入地税関への提出については、前記 2—8（用途外使用の場合の届出）のただし書の規定を準用する。

- (2) 税関において上記(1)の届出書を受理したときは、提示された旅券の末尾余白に当該届出書の受理年月日及び一時輸入書類の番号を記入するとともに税関証印を押なつし、一時輸入書類及び旅券は、届出者に返還する。

なお、届出が輸入地税関以外の税関を経由して行われる場合においては、上記の旅券への記入等は届出書を最初に受理した税関において便宜行い、輸入地税関には届出書 1 通のみを送付することとして差し支えない。

- (3) 旅客の出国時の旅具検査の際には、当該旅客の旅券により一時輸入書類による車両等の免税輸入の事実を確認し（前記 2—4 の(2)参照。）、車両等の免税輸入の記載があるにもかかわらず当該旅券に免税車両の輸出の事実の記入（前記 12—4 参照。）又は上記(2)本文の届出書受理年月日等の記入がないときは、直ちに上記(1)及び(2)により届出書を提出させる。ただし、当該旅客の出国が、一時輸入書類の有効期間経過後であるときはこの限りでない。

（事故による損傷車両の取扱い）

- 13—1 条約第 13 条第 1 項《著しく損傷を受けた車両についての再輸出義務の免除》の規定の適用に当たっては、我が国においては、同項 (a)《輸入税の納入》又は (c)《滅却》に規定する措置のみが認められており、同項 (b)《国庫への無償引渡し》に規定する国庫への無償引渡しは認められない（法第 5 条）ので、留意する。

（輸入税の軽減申請手続）

- 13—2 令第 6 条第 2 項《損償減税手続》に規定する申請書は、「一時輸入車両等に係る輸入税の軽減申請書」（V—1070）とし、2 通（原本、承認書）用を輸入地税関に提出させ、承認したときは、うち 1 通（承認書用）に承認印を押なつして、承認書として申請者に交付する。

なお、申請書の輸入地税関への提出については、前記 2—8（用途外使用の場合の届出）のただし書の規定を準用する。この場合においては、原則として、事故の事実についての確認及び損傷後の車両等の鑑定は、申請者の最寄りの税関において行い、その結果を輸入地税関に通知する。

（滅却の承認申請手続等）

- 13—3 令第 7 条《滅却の承認申請手続》に規定する申請書は「免税車両等の滅却承認申請書」（V—1080）とし、2 通（原本、承認書用）を、車両については事故の事実を証する書類を添付して、輸入地税関に提出させ、承認したときは、うち 1 通（承認書用）に承認印を押なつして、承認書として交付する。

なお、申請書の輸入地税関への提出については、前記 2—8（用途外使用の場合の届出）のただし書の規定を準用する。この場合においては、滅却の事実の確認は、原則として申請者の最寄りの税関において行い、その結果を輸入地税関に通知する。

税関において車両を完全に滅却することが困難であると認めるときは、便宜、上記の滅却承認手続により、車両等について部分品として使用できない程度にまでスクラップ化させ、そのスクラップ化後の貨物について輸入税を徴収することにより滅却が完了したものとして取り扱って差し支えない。

（差押えの場合の届出等）

13—4 免税車両が差し押さえられた場合の取扱いについては、次による。

(1) 令第 9 条《差押えの場合の届出》に規定する書類は、「免税車両等の差押えに関する届出書」(V—1090)とし、1 通を輸入地税関に提出させる。なお、届出書の輸入地税関への提出については、前記 2—8（用途外使用の場合の届出）のただし書の規定を準用する。

(2) 上記(1)の届出書の提出があつたときは、税関は免税車両の差押者に対し、差押えを解除したときは直ちに連絡するよう依頼する。

(3) 条約第 13 条第 2 項《差押期間中の再輸出義務の免除》の規定により、一時輸入書類の有効期間経過後において、再輸出を猶予されていた車両につき、その猶予の原因である差押えが解除された場合において、当該解除の日後に当該車両が再輸出以外の目的で使用されたとき、又は原則として 14 日以内に再輸出されないときは、それぞれ用途外使用又は再輸出義務不履行として輸入税を徴収する。ただし、14 日以内に再輸出されないことについて、正当な事由があると税関長が認めたときは、適宜、再輸出期間の延長を認めて差し支えない。

（「付随的」輸送の意義）

14—1 条約第 14 条《物質的利益を得る輸送への免税車両の使用》に規定する「付随的」輸送とは、車両を自家用に使用する際、そのついでに報酬、謝礼その他の物質的利益を得て行う輸送をいう。

（通関手帳以外の一時輸入書類による車両の輸出入）

15—1 条約第 15 条《1 の一時輸入書類による必要な回数の輸入》及び第 16 条《中間的通過の際の証印の性格》の規定は、通関手帳以外の一時輸入書類により車両を輸出又は輸入する場合の手続に関するものであり、我が国については適用はない（前記 7—1 参照）。

（手数料の徴収）

19—1 条約の規定に基づき車両等が免税輸入される場合であつても、税関関係手数料令（昭和 29 年政令第 164 号）に規定する手数料については、一般の貨

物と同様の取扱いとされているので、留意する。

(再輸出期間の特例)

20—1 条約第 20 条《再輸出の期間の特例》の規定の適用については、次による。

- (1) 「税関当局に提示され」とは、再輸出の目的をもつて免税車両等が保税地域へ搬入されたことをいう。
- (2) 「正当な理由」とは、災害、疾病その他本人の責に帰することができないやむを得ない理由をいい、免税車両等が保税地域に搬入される前であると後であるとを問わない。
- (3) 同条の規定により再輸出期間の特例の取扱いを受けようとするときは、「免税車両等の再輸出期間猶予承認申請書」(V—1100) 2 通(原本、承認書用)を輸入地税関に提出させ、承認したときはその 1 通(承認書用)に承認印(C—5006)を押なつて承認書として申請者に交付する。なお、申請者の輸入地税関への提出については、前記 2—8(用途外使用の場合の届出)のただし書の規定を準用する。

(有効期間の延長を認める場合の署名等)

21—1 条約第 21 条《通関手帳の有効期間の延長》及び附属書 4《通関手帳の有効期間の延長》の規定により、通関手帳の有効期間の延長を認める場合において、附属書 4 の第 2 項 (b)《有効期間の延長申請手続等》の規定により、保証団体によつて通関手帳の表紙に施されたスタンプの所定の箇所に署名を行う者は、税関の本関にあつては輸入部長、支署又は出張所にあつては支署長又は出張所長とし、税関のスタンプは、当該税関の税関証印を押なつする。

(通関手帳以外の一時的輸入書類の有効期間の延長)

22—1 条約第 22 条《一時輸入書類についての有効期間の延長》の規定は、通関手帳を除く一時輸入書類についての有効期間の延長に関するものであり、我が国については適用がないので、留意する。

(一時輸入書類の更新)

23—1 条約第 23 条《一時輸入書類の更新》に規定する一時輸入書類の更新の取扱いについては、次による。

- (1) 更新の申請は、保証団体の名により「一時輸入書類の更新承認申請書」(V—1110) 2 通(原本、承認書用)に更新に係る新旧通関手帳を添付し(ただし、旧通関手帳を亡失したときは、当該通関手帳の添付は要しない。)、免税車両等の輸入地税関に提出して行わせる。

なお、申請書の輸入地税関への提出については、前記 2—8(用途外使用の場合の届出)のただし書の規定を準用する。

- (2) 上記(1)により更新の申請があつた場合は、輸入地税関において、旧通

関手帳が著しく損傷した場合、亡失した場合、その記入すべき余白欄がなくなつた場合等、やむを得ない理由があると認められるときに限り、更新を認める。

- (3) 上記(2)により更新を認めようとするときは、輸入地税関は、新旧通関手帳と税関において保管する輸入証券とを照合して、その記載事項が合致しているかどうかを点検した上、申請書の1通(承認書用)に承認印(C—5000)を押なつて、承認書として保証団体に交付するとともに、旧通関手帳についてはその表紙に更新済の旨を記入し、新通関手帳には、その表紙に更新に係るものである旨を記入する。

なお、この場合においては、新通関手帳についての前記2—4(車両の輸入許可の際の取扱い)の(1)に規定する車両等の輸入の際の処理を改めて行う。

(一時輸入書類以外の書類による再輸出の証明)

24—1 条約第24条《一時輸入書類以外の書類による再輸出の証明》の規定により、通関手帳以外の書類によつて免税車両の再輸出を認める場合の取扱いについては、同条の規定によるほか、次による。

- (1) 条約第24条の規定により、通関手帳の輸出証券以外の書類が、免税車両等の再輸出の証拠として、輸入地税関に提出された場合においては、通関手帳について正規の手續に従つて免税がなされていない理由、輸出年月日、輸出許可税関等について調査し、再輸出が通関手帳の有効期間経過後にされたものであると認めるときは、条約第13条第2項又は条約第20条の規定に該当する場合を除き、上記の提出書類を再輸出の証拠として取り扱わない。

なお、上記の調査の結果、税関の輸出の許可を受けることなく再輸出をしたと認められるときは、関税法違反として調査する。

- (2) 条約第24条第1項及び第2項に規定する「その他の文書」による証明を再輸出の証拠として認めようとするときは、その都度本省にりん議する。
- (3) 条約第24条第3項前段に規定する「再発給通関手帳」とは、条約第23条の規定による更新に係る通関手帳をいうものとして取り扱い、輸出地税関においては、その更新に係る通関手帳により再輸出を認める。また、同項後段の規定により、輸出地税関において再発給通関手帳に代えて、輸出許可書又はこれに代わる輸出の証明書を発給したときは、同税関は、当該輸出許可書等に一時輸入書類による免税車両等に係るものである旨を記載するとともに、その旨を輸入地税関に通知する。

(調整手数料)

25—1 条約第25条《調整手数料》に規定する「調整手数料」は、我が国においては徴収しない。ただし、条約第24条第1項又は第2項の規定により、税関において附属書5に定める標準様式に従つて証明書を発給したときは、一

般の証明書類の場合と同様、税関関係手数料令第7条《証明書類の交付手数料》に規定する手数料を徴収する。

(再輸出義務不履行の場合の輸入税の徴収)

26—1 免税車両等について再輸出義務が履行されない場合における保証団体又は免税車両等輸入者からの輸入税の徴収については、次による。

(1) 条約第26条《再輸出義務不履行通告》に規定する保証団体への通告は、輸入地税関から、「免税車両等の再輸出義務不履行通告書」(V—1120)を保証団体に送達して行う。

(2) 上記(1)の通告書の送達は、一時輸入書類の有効期間満了の日から20日以内に輸出証票の送付又はこれに代わる再輸出の事実を証する書類の提出がないときに行う。ただし、一時輸入有効期間内に再輸出されなかつたことが明らかな場合(条約第13条第2項又は第20条の適用がある場合を除く。)には、直ちに行う。

(3) 法第4条第3項の規定により、連帯納税義務者である保証団体又は輸入者に対して行う賦課決定通知及び納税の告知(以下この項において「賦課決定通知等」という。)については、前記4—2(用途外使用の場合の輸入税の徴収)の(2)の取扱いに準ずるほか、次による。

イ 保証団体に対する賦課決定通知書及び納税告知書に記載する納期限は、条約第27条第1項《保証団体による再輸出の証拠の提出期間》の規定に基づき、納税告知書を発する日の翌日から起算して1年を経過する日とする。

ロ 輸入者について免税車両の用途外使用時の理由により、既に賦課決定通知等がされている場合又は輸入者が既に本邦から出国していることが明らかな場合若しくはその居所が判明しない場合には、再輸出義務不履行に伴う賦課決定通知等は、保証団体に対してのみ行い、輸入者に対しては、便宜、行わないこととして差し支えない。

(4) 法第4条第1項に規定する輸入者又は第三者の納税義務及び同条第2項に規定する譲受人の納税義務は、同条第3項に規定する輸入者又は保証団体の納税義務と連帯関係に立つものではないが、いずれの場合においても、いずれか一方から免税車両に係る輸入税を徴収したときは、税の二重徴収排除の趣旨から、その徴収した税額に相当する額を他方の徴収決定済額から減額する。

(延滞税の取扱い)

26—2 法第4条第3項の規定により、保証団体又は免税車両等の輸入者から徴収すべき輸入税の延滞税額計算の始期は、いずれも当該物品に係る一時輸入書類の有効期間が経過する日の翌日であるが、その延滞税の割合が年14.6%となる時期は、各納税告知書に記載された納期限の翌日から2月を経過した日となり、保証団体と免税車両等輸入者とでは異なるので、留意する。この

場合において、いずれか一方から輸入税及び延滞税の全額を徴収したときは、他方に対する延滞税は徴収しないこととして差し支えない。

なお、上記後段に規定する取扱いは、法第4条第1項又は第2項の規定により輸入者、第三者又は譲受人から徴収すべき輸入税の延滞税についても同様とする。

(輸入税の払戻し)

27—1 条約第27条《保証団体による輸入税の供託等》の規定の適用については、次による。

- (1) 我が国においては輸入税の供託又は仮納付の制度は設けられていないので、同条第2項《供託又は仮納付》に規定する輸入税の供託又は仮納付に関する規定の適用はない。したがって、保証団体が同項の規定に従って輸入税を納付したときは、同条第3項《確定納付》の規定により、その納付の日に確定的に輸入税の納付がなされたものとみなされる。
- (2) 同条第1項又は第2項に規定する期間内に免税車両等の再輸出の証拠が提出されたときは、法第4条の規定に基づく徴収決定済額を減額処理する。
- (3) 上記(2)の払戻し金額には、関税法第13条《還付加算金》の規定により還付加算金を付する。